

工事名称：長崎大学（坂本2）病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修機械設備工事

評価項目採点表						
総合評価方式の評価項目および配点						
評価項目	評価基準及び評価方式	実績評価型				
		評価点数	配点	満点		
①企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	1.0	1.0	
			その他の工事の実績あり。	0.5		
			実績なし。 [欠格]	欠格		
	企業の施工能力	工事成績	当該工事種別の平成28年度（過去2年度）以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	/		
			8.4点以上	3.0	3.0	
			8.1点以上8.4点未満	2.5		
			7.8点以上8.1点未満	2.0		
			7.5点以上7.8点未満	1.5		
			7.2点以上7.5点未満	1.0		
			7.2点未満（含実績無し）	0.0		
			各年度の平均点が2年連続で6.5点未満	欠格		
			文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事的目的物で、引き渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。	欠格		
			小計			—
	①企業の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり		1.0
上記以外で、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり				0.5		
主任（監理）技術者又は現場代理人での施工経験なし				0		
経験無し。 [欠格]				欠格		
配置予定技術者の能力		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（平成26年度（過去4年度）以降に完成した工事に限る） ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	/		
			8.3点以上	3.0	3.0	
			8.2点以上8.3点未満	3.0		
			8.1点以上8.2点未満	2.5		
			8.0点以上8.1点未満	2.5		
			7.9点以上8.0点未満	2.0		
			7.8点以上7.9点未満	2.0		
			7.7点以上7.8点未満	1.5		
			7.6点以上7.7点未満	1.5		
			7.5点以上7.6点未満	1.0		
7.2点以上7.5点未満	1.0					
7.2点未満（含実績無し）	0					
※6.5点未満 [欠格]	欠格					
小計			—	4.0		

工事名称：長崎大学（坂本2）病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修機械設備工事

評価項目採点表						
総合評価方式の評価項目および配点						
評価項目				実績評価型		
				評価点数	満点	
評価項目		評価基準及び評価方式				
②企業の信頼性・社会性	法令遵守 (コンプライアンス)	事故及び不誠実な行為	(当該区域における営業停止又は文科省の指名停止期間終了後3～6ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無) ※	/	0	
			あり			-2
			なし			0
	地域精進度	地理的条件 (近隣地域での施工実績)	過去15年以内に元請けとして、完成・引渡しが完了した本工事と同工種の工事を長崎県内で施工した実績がある。	1	1	
			過去15年以内に元請けとして、完成・引渡しが完了した本工事と同工種の工事を長崎県内で施工した実績がない。	0		
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無)	/	1	
			○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）			
			○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
			○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）			
			あり。			
なし。	0					
小計				-	2	
				合計	10	

※ 法令遵守（コンプライアンス）の事故及び不誠実な行為の「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 長崎県内における営業停止又は九州・沖縄地区における指名停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ② 長崎県内における営業停止又は九州・沖縄地区における指名停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③ 長崎県内における営業停止又は九州・沖縄地区における指名停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④ 長崎県内における営業停止又は九州・沖縄地区における指名停止の期間が3ヶ月以上及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合